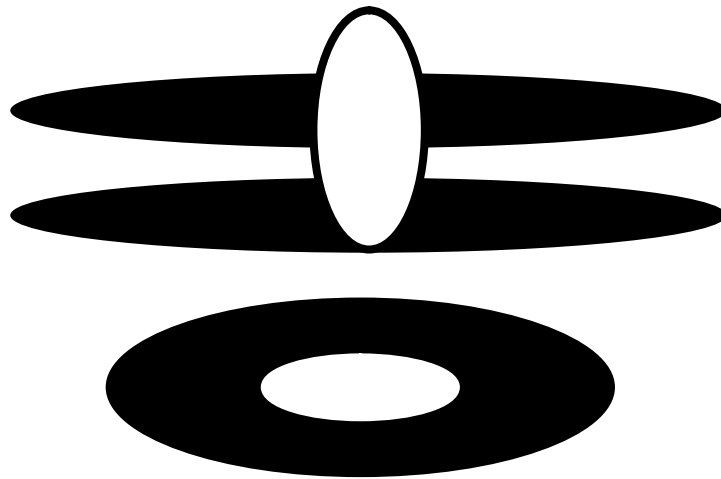


平成28年度  
吉賀町当初予算編成方針



平成27年11月2日策定

吉 賀 町

## 目 次

はじめに	1
1. 財政健全化の状況について	1
2. 平成26年度決算状況について	2
3. 本町の財政見通し	2
4. 予算編成の基本的な考え方	3～6
(1) 総括的事項	4
(2) 歳入に関する事項	5
(3) 歳出に関する事項	5
(4) 特別会計に関する事項	6
(5) 補正予算に関する事項	6
(6) 「地方創生対策」に関する事項	6
(7) 地方公会計の整備、公共施設等の 総合的かつ計画的な管理に関する事項	6
5. 予算要求基準	6～10
(1) 予算区分	7
(2) 予算編成スケジュール	7
(3) 歳入項目	8
(4) 歳出項目	9

## はじめに

昨年11月28日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「吉賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定されました。国においても、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が6月30日に閣議決定され、「国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより地方創生の深化に取り組む」という基本方針が示されています。

また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより、新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。地方交付税制度において、頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する」と示されています。

本町の平成28年度当初予算においては、「吉賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業・施策を平成27年度予算に引き続き、積極的に取り組むこととなります。

しかしながら、一方では地方交付税の合併算定替の縮減がいよいよ始まることもあり、中長期的な財政状況については楽観視できません。こうした状況下においても、社会経済情勢の変化に対応し、自立的に発展していける快適で活力ある町づくりを目指していくことが求められます。

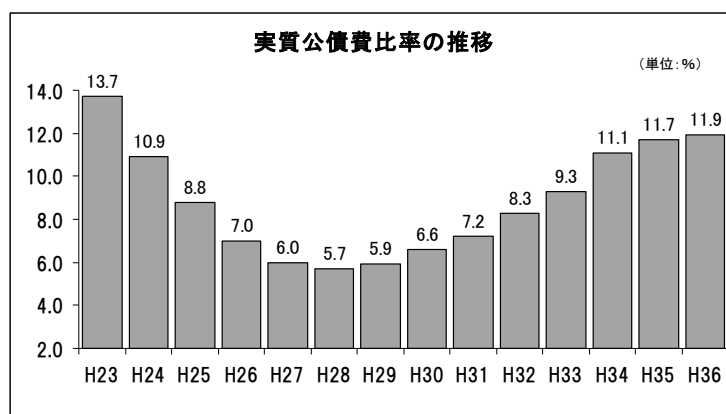
### 1. 財政健全化の状況について

吉賀町は、これまで行財政改革大綱、集中改革プラン及び財政健全化指針等により町村合併以降、重点的に財政健全化に取り組んできました。その成果が、県内トップとなる実質公債費比率等をはじめとする各財政指標の改善等に表れています。

しかしながら、公共施設の更新等の施策がここ数年に集中していることから、実質公債比率も平成29年度から上昇する見込みとなっています。（グラフ1）

このような状況の中、第3次行財政改革プラン及び財政健全化指針を平成27年度から新たに5年間の期間で策定し、健全な財政運営となるよう引き続き取り組みます。

（グラフ1）



## 2. 平成26年度決算状況について

平成26年度の一般会計決算において、歳入が68.6億円、歳出が64.6億円で差し引き4億円となりました。そのうち翌年度への繰越財源1.6億円を差引いた2.4億円が決算剰余金として生じています。この要因としては、歳出の不用額によるものが大半となっています。

また、決算剰余金の推移を見ると平成20年度から毎年2億円以上となっており、今後も同規模の剰余金が見込まれると考えています。

限られた財源により事業を中長期的に配分している状況の中で、平成28年度の当初予算編成から地方交付税の合併算定替の縮減を反映することになり、これまで以上の財源の有効活用が重要と考えます。財源に余裕が生じれば、より効率的で効果の高い事業を促進し、将来の財政負担を軽減することを考える必要があります。（表1）

（表1）

### 決算剰余金の推移

（単位：百万円）

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳 入 合 計	5,919	6,955	8,531	6,641	6,733	6,056	6,855
歳 出 合 計	5,607	6,641	8,117	6,300	6,409	5,692	6,455
差 引	312	314	415	341	324	364	400
翌年度へ繰り越すべき財源	83	38	128	14	59	35	160
実質収支(決算剰余金)	229	276	287	327	265	329	240

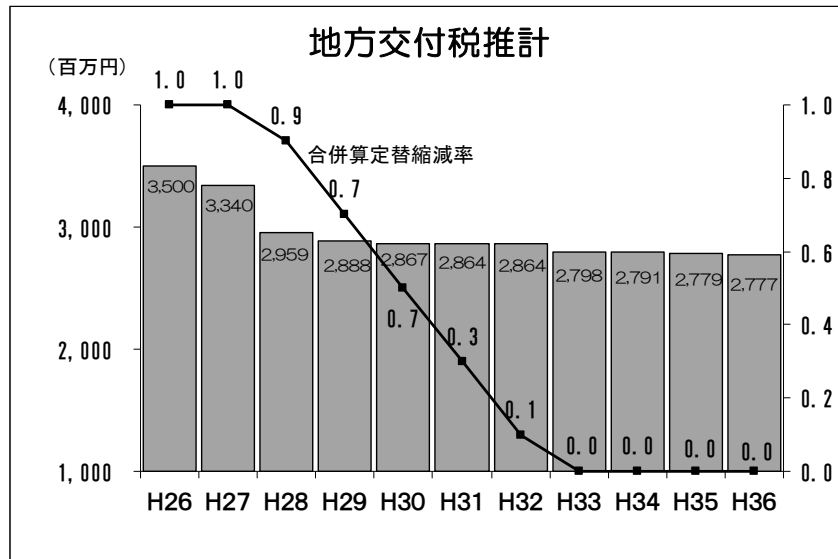
## 3. 本町の財政見通し

現時点での財政見通しは、最新の中期財政計画（平成27年1月）から次のようなことが言えます。歳入面では、半分以上を占める地方交付税が、算出方法の見直し等による好影響はあるものの、今年10月の国勢調査による人口の影響や合併算定替の終了などにより中期的には減額されていくことが予想されます。（グラフ2）

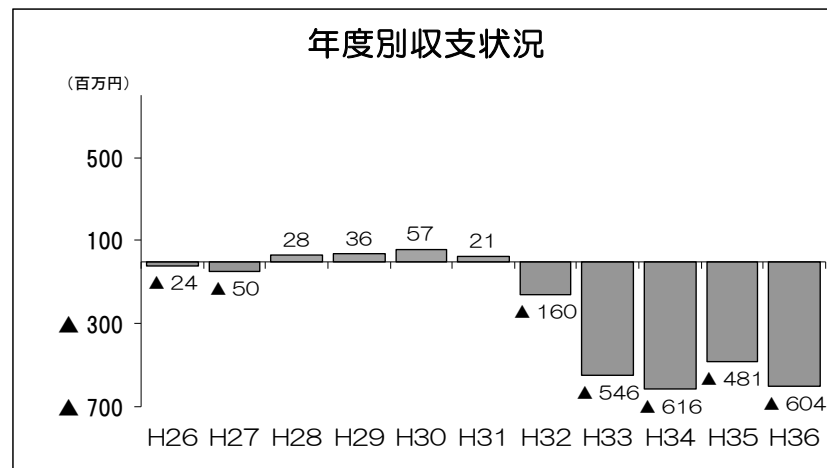
歳出面では、人件費や扶助費等の義務的経費の割合が大きく、特に扶助費については高齢化による社会保障費等、全国的に見ても増加傾向にあります。また、公債費についてはピークの20億円から半分以下までに減少しましたが、公共施設の更新等による普通建設事業費の増加により将来的には再び増加する見込みです。

収支を見ると、平成32年度以降は収支不足に陥り赤字体質となる見込みであり、安定した財政運営のためには構造的収支改善が不可欠となっています。（グラフ3）

(グラフ 2)



(グラフ 3)

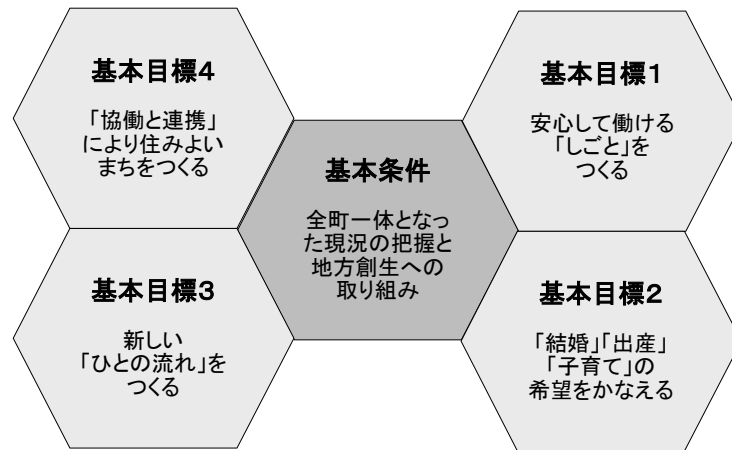


#### 4. 予算編成の基本的な考え方

予算編成の基本的な考え方としては、吉賀町まちづくり計画に従った事業の目的・成果について行政評価を通じて振り返り、その結果を基に優先度を明確にし、限られた財源の重点的・効率的な配分に努め、有効な施策の推進に積極的に取り組む必要があります。また、職員一人ひとりが経営感覚を持って知恵を絞り、新たな財源の確保と将来の見通しを踏まえた上で改善を図っていくこととします。

なお、平成28年度当初予算編成に当たっては、「まち・ひと・しごと創生吉賀町総合戦略」の4つの基本目標を推進していくため、実行施策について重点的に予算配分を行うこととします。(図1)

(図 1)



このような基本的考え方に基づき編成し、具体的には予算要求に際して以下の事項に留意することとします。

#### (1) 総括的事項

平成28年度当初予算は、効果的・効率的で適切な執行について十分検討の上、適正な見積りを行うものとし、年間予算として以下の項目を踏まえて要求すること。また、決算審査意見等についても再度確認し、その内容に留意すること。

##### ①吉賀町まちづくり計画(総合計画)に基づく取り組み

町の最上位計画となる吉賀町まちづくり計画に明記したまちづくりの基本理念、将来像、さらに、その将来像実現のための3つの柱と行財政対策を含めた6つの方向に留意し、指標の到達に向けた主要施策を踏まえた要求とすること。なお、平成28年度中に後期評価及び次期計画の策定作業がすすめられることに留意すること。

##### ②吉賀町総合戦略に基づく取組み

まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生 吉賀町総合戦略」の実行施策にかかるKPI(重要業績評価指標)に留意し、基本目標の到達に向けた実行施策を踏まえた要求とすること。

### ③第3次吉賀町行財政改革プランの遵守

「住民参画と協働による質の高い行政サービス」を目指した第3次吉賀町行財政改革プランの着実な実施のため、実施項目を踏まえた要求とすること。

### ④行政評価（事務事業評価）の反映

吉賀町まちづくり計画に沿った事業について、効率的かつ有効的に行われているかを審査するため、行政評価（事務事業評価）を実施している。平成26年度事業の行政評価（事務事業評価）の審査結果及び平成27年度の目標達成状況を反映した要求とすること。

### ⑤事業計画の調整と財源確保の徹底

過疎地域自立促進計画等の諸計画に基づいた要求を基本とする。

### ⑥国・県の補助事業の活用

補助事業・委託事業については、国・県の動きを注視すること。また、安易に受け入れることなく、真に住民福祉の向上に役立ち、優先度を検討した上で、選択的・効率的導入を図ること。

### ⑦地域力創造アドバイザーの活用

地域の魅力や価値を向上させながら地域力を高め、地域活性化につなげるための活動の指導・助言を行う吉賀町地域力創造アドバイザーを積極的に活用すること。

## （2）歳入に関する事項

創意工夫により、新たな財源の確保を図るとともに、町税の適正な賦課と徴収、受益者負担の原則にたった財源の適正な確保に努めること。

## （3）歳出に関する事項

限られた財源で、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した効果的かつ的確な施策を着実に展開していくため、事業の見直しを推進するとともに、経常的経費の抑制に努めること。

#### (4) 特別会計に関する事項

一般会計に準じて編成するが、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について中長期的な視点も含め十分検討し、一般会計からの財政援助に安易に依存することなく健全経営を徹底した上で、慎重な取り扱いをすること。会計制度の変更がある場合、その準備経費についても遺漏の無いよう計上すること。また、使用料や税収については見直し等も含め十分検討を行うこと。

#### (5) 補正予算に関する事項

補正予算は、地方自治法により当初予算の調製後に生じた事由について認められている。このため、基本的には、法律の改正や経済の変動、非常突発的な災害、火災、伝染病などにより、緊急的で直ちに対処すべき事業に限定して編成することとなる。

なお、当初予算の執行による不用額や歳入見込みの余裕が生じた場合、財源の問題により先送りにしている修繕、補修事業、起債対象とならない案件の改良事業、早期に事業を行うことで耐用年数が延びる工事等を対象とした「財源の有効活用事業」について、平成27年度に引き続き実施することとする。このため、中長期的な視点から事業の優先順位表を作成し、年度途中でも事業の再構築ができるよう準備しておくこと。

#### (6) 「地方創生対策」に関する事項

「吉賀町人口ビジョン」及び「吉賀町総合戦略」に基づく実行施策の新規・拡充・継続事業の経費について漏れなく計上すること。

なお、取り扱い方法等については別途資料を参照すること。

#### (7) 地方公会計の整備、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する事項

統一的な基準による地方公会計の整備については、平成29年度までに全ての地方公共団体において作成が求められていることから、その対応について進めること。  
また、平成28年度中の作成が求められている「公共施設等総合管理計画」に基づく対応について進めること。

### 5. 予算要求基準

予算要求にあたっては、以下に示す予算要求基準に従うこととします。



## (1) 予算区分

便宜上、次の4つで区分する。

### ①「効果的配分枠」

主に経常的経費で、効率的な配分が可能な経費。配分枠の中で、予算を再構築することで、効果の高い予算執行につなげるもの。

### ②「運営管理枠」

主に経常的経費で、施設の管理運営（ランニングコスト）や各種団体への負担金など、前提条件が変わらない限り必要となる経費。

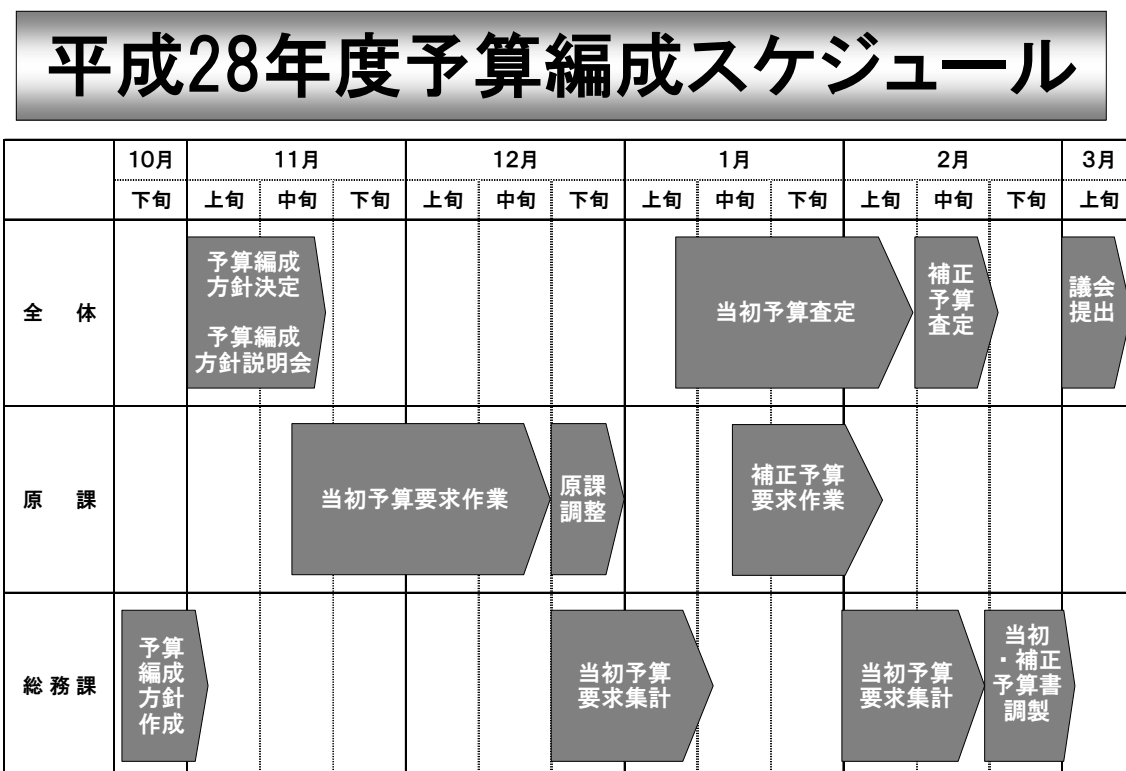
### ③「臨時政策枠」

主に臨時的経費で、新規事業、普通建設事業や、政策的な経費のうち年度毎の変動が大きいもので、④「地方創生・総合戦略枠」以外の経費。

### ④「地方創生・総合戦略推進枠」

吉賀町総合戦略の実行施策に盛り込まれている事業及び盛り込む事業の経費。

## (2) 予算編成スケジュール



### (3) 歳入項目

歳入項目の予算要求にあたっては、次の内容に留意すること。また、新たな財源の確保も検討すること。

#### ①町税

- ・税制改革及び経済情勢に留意し的確な見積りを行うとともに、前年度調定実績などを検討し、漏れや過大過少見積りの無いようにすること。
- ・徴収率目標や最新の徴収実績などを参考にすること。

#### ②国庫支出金及び県支出金

- ・国・県の予算編成の動向や制度を的確に把握し、過大過少見積りの無いように計上すること。なお、後年度の一般財源負担の動向にも留意するとともに、補助制度の内容を今一度精査すること。
- ・事業手法の見直しなどにより新たな国・県支出金の確保に努めること。

#### ③使用料及び手数料

- ・住民間の負担の公平性確保と受益者負担の適正化の見地から、必要なものについては見直しを行うこと。
- ・滞納のある費目については、整理計画を立てるなど適正化を図ること。

#### ④財産収入等

- ・町有財産の貸し付けについては、安易に長期的な契約を交わさず、契約更新時においても、住民負担の公平性確保と受益者負担の適正化という趣旨を踏まえ貸付価格の適正化を図ること。
- ・未利用の土地・建物については、売却等の有効活用を検討すること。

#### ⑤分担金及び負担金

- ・事業の性格及び受益の程度等を十分検討し、負担の適正化を図った上で、積算根拠を明確にし、前年度実績を勘案して計上すること。

#### ⑥町債

- ・将来世代の負担を考慮し、真に必要なものを精査して計上すること。

#### (4) 歳出項目

歳出項目（性質別）の予算要求にあたっては、次の内容に留意すること。

##### ①人件費

- ・所要額とする。時間外勤務手当については原則として給料総額の7%を上限とする。ただし、これまでの実績等を基に7%を超える額が必要となる場合は、十分精査の上要求すること。

##### ②物件費

- ・研修旅費については職員研修大綱に従った内容とすること。普通旅費については、目的及び行き先を検討し、人数・回数・行程を適正に見積もった上で要求すること。可能な限り公用車を使用すること。
- ・図書・追録代については、使用頻度の少ないものは極力廃止すること。
- ・委託料については、指定管理者制度の選定結果を反映させるとともに、その他業務についても委託制度の見直しに努めること。
- ・施設設備維持管理に係る契約（清掃、リース、エレベーター保守、浄化槽維持等）については、一括見積り一括契約を行い経費節減に努めること。また、消耗品をはじめとする需用費等についても、庁舎毎に一括管理するなど、在庫の適正管理を行う体制を確立すること。
- ・備品台帳の整理に努め、備品の更新については、更新対象物品の備品台帳を確認すること。特に、平成28年度は指定管理者制度による更新施設があることから留意すること。

##### ③維持補修費

- ・施設等の修繕については、定期的に現状確認を行い、年次計画に基づいて要求すること。修繕箇所の優先順位をつけ、危険度の高いものは確実に当初予算に計上するとともに、年度途中の事業組み替えに対応できるよう準備すること。

##### ④扶助費

- ・国の制度改正の内容を十分把握し、町単独扶助費や補助継ぎ足し分についても、自己負担の適正化などを検討した上で、的確な見積りを行うこと。

#### ⑤補助費等

- ・一部事務組合に対するものについては、経費と効果を検証し、当該組合との事前協議を十分行うこと。
- ・各種協議会等への負担金については、活動状況、負担金に見合う効果（成果が上がっているか）などを精査の上、要求すること。
- ・法令外負担金については、審議結果に基づき要求すること。
- ・補助交付金については、実績報告等を元に成果を検証し、真に適正なものかを精査した上で、必要額を要求すること。なお、より高い事業効果を生み出すために補助交付金制度の再考についても検討していくことから、「長期にわたって代表者が変わらないなど新陳代謝が進んでいない団体」、「会員数が極端に減少している団体」なども検証ポイントとし精査を行うこと。また、「類似目的、同一事業者に対する補助金の整理、統合」、「各種団体の育成の視点から自立を促す」等についても考慮すること。

#### ⑥普通建設事業費

- ・事業計画の調整結果に基づき要求すること。
- ・県工事負担金については、事業箇所や事業内容等を県と十分協議すること。
- ・普通財産のうち、老朽化が進み実質的に使用できないもの、危険な建物については解体費用を計上し、用地の有効利用や安全の確保につなげること。また、優先順位を付け、年度途中の事業組み替えに対応できるよう準備すること。
- ・小規模の建設事業で一般財源での対応が必要なものについては、優先順位を付け、年度途中の事業組み替えに対応できるよう準備すること。

#### ⑦公債費

- ・所要額とする。なお、繰上償還についても検討を行い対処すること。

#### ⑧他会計繰出金

- ・所要額とするが、町税等と同様に徴収率目標数値や最新の徴収実績などを参考に、適正な収納計画をたて、過大過少とならないように努めること。
- ・公営企業会計については、経営健全化計画に基づき効率化に努めること。